

武雄市農業委員会の委員の候補者の推薦及び募集実施要領

本市は、以下のとおり農業委員会の委員の候補者の推薦及び募集を実施する。

1 農業委員会の委員の推薦及び募集の内容

1. 募集人数

19名（市内一円）

2. 任期

平成30年7月20日から平成33年7月19日（3年間）

3. 身分

武雄市の特別職の非常勤職員

4. 報酬

「武雄市特別職の職員の給与、旅費および費用弁償に関する条例（平成18年条例第36号）」の規定に基づき支給する。

報酬額 196,700 円／年

（農地集積や遊休農地解消等の活動・成果に応じて別途加算される場合がある。）

5. 職務内容

- （1）農地の権利移動の許可及び農地転用等の審査業務
- （2）「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定
- （3）そのほか農地等の利用の最適化の推進のために必要な活動

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格（「武雄市農業委員会の委員の選任に関する規則」に規定）

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者。

- （1）本市に住所を有する者。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。
- （2）本市の職員でない者。
- （3）武雄市暴力団排除条例（平成24年3月30日武雄市条例第1号）に規定する暴力団員等でない者。

7. 推薦及び応募の方法

（1）推薦書及び応募書の様式（「武雄市農業委員会の委員の選任に関する規則」に規定）

- ① 個人が推薦する場合（推薦者は3名以上） . . . 様式1
- ② 団体等が推薦する場合 様式2

③ 応募をする場合 様式 3

(2) 提出先

武雄市農業委員会事務局

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和1-1 (武雄市役所3階)

電話 0954-23-9245

(3) 受付期間

平成30年2月20日(火)から平成30年3月20日(火)まで【期限内必着】

(持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

(4) 受付方法

郵送または持参

(5) 推薦書及び応募書は返却しない。

8. 推薦及び応募の状況の公表

推薦及び募集期間の中間及び終了後に、市ホームページで推薦及び応募の状況を公表する。

9. 選任方法及び結果の通知

武雄市農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された推薦書及び応募書をもとに、被推薦者及び応募者の評価を行い、その結果を市長に報告する。

市長は、評価委員会の報告を受け、農業委員会の委員選任議案を作成する。

なお、委員の選任にあたっては次の要件を満たすものとする。

(1) 委員の過半数は認定農業者等または認定農業者等に準ずる者とする。

区分	具体例
認定農業者等	①認定農業者(個人) ②認定農業者(法人)の役員 ③認定農業者(法人)の耕作・養畜の事業に関して権限と責任を持つ使用人
認定農業者等に準ずる者	①過去に認定農業者だった者 ②認定農業者の農業に従事し、経営に参画する親族 ③認定就農者 ④集落営農組織の役員 ⑤「武雄市 人・農地プラン」において、今後の地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者 ⑥指導農業士 など

(2) 農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者を委員に含める。

(3) 委員の年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮する。

選考の結果については、推薦者、被推薦者及び応募者に文書で通知をする。

10. 農地利用最適化推進委員と同時の推薦及び募集の実施

農業委員の推薦及び募集は、農業委員会が実施する農地利用最適化推進委員の推薦及び募集と同時に実施する。また、農業委員会の委員の被推薦者及び応募者は、同時に農地利用最適化推進委員の被推薦者及び応募者となることができる。

- 1 1. 推薦及び募集に関する問い合わせ先
武雄市農業委員会事務局（上記に掲載）

2 根拠法令等

- （１）農業委員会等に関する法律／施行令／施行規則
- （２）武雄市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- （３）武雄市特別職の職員の給与、旅費および費用弁償に関する条例
- （４）武雄市農業委員会の委員の選任に関する規則